

令和4年3月第1回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 令和4年3月17日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵  
3番 木 内 文 雄  
4番 新 見 準  
5番 小 川 喜 敬  
6番 山 田 雅 士  
7番 小 澤 孝 延  
8番 角 麻 子  
9番 小 菅 耕 二  
10番 木 村 利 晴  
11番 石 井 孝 昭  
12番 桜 田 秀 雄  
13番 林 修 三  
14番 山 口 孝 弘  
15番 小 高 良 則  
16番 加 藤 弘  
17番 京 増 藤 江  
18番 丸 山 わき子  
19番 林 政 男

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展  
20番 鈴 木 広 美

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
建 設 部	長	市 川 明 男

会計管理者	鈴木正義
財政課長	和田暢祥
国保年金課長	石井健一
高齢者福祉課長	飛田雅章
下水道課長	中村正巳
水道課長	古西弘一

・連絡員

総務部参事	片岡和久
秘書広報課長	田中和彦
社会福祉課長	堀越和則
子育て支援課課長	春日葉子
農政課長	相川幸法
道路河川課長	中込正美
学校給食センター所長	川津和久

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加曾利 佳 信
教 育 次 長	関 貴美代
教 育 総 務 課 長	井 口 安 弘

○選挙管理委員会

・議案説明者

事 務 局 長	片 岡 和 久
---------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○代表監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	柿 沼 典 夫
-----------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	日野原 広 志
副 主 幹	須賀澤 勲

主 査 渋谷 佳子  
主 査 嘉瀬 順子  
主 任 主 事 今関 雅

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

令和4年3月17日（木）午前10時開議

- 日程第1 議案の上程  
議案第21号から議案第23号  
提案理由の説明  
議案第21号  
質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決
- 日程第2 仮議長の選任について
- 日程第3 議案第2号  
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第4 議案第3号から議案第18号及び議案第20号  
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第5 議案第22号から議案第23号  
質疑、委員会付託省略、討論、採決

## ○副議長（林 政男君）

開会を前に申し上げます。

鈴木広美議長より、本日の欠席の届出がありましたので、私、林政男が議長の職務にあたります。

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前にご報告します。

最初に、各常任委員会及び特別委員会付託事件について、各委員長から審査報告書の提出がありましたので、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から、定期監査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、本日、秘書広報課より議場内での写真の撮影の許可申請があったので、これを許可しました。

次に、本日の欠席の届出が鈴木広美議員、小向繁展議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第21号から23号の提案理由の説明を求めます。

## ○市長（北村新司君）

本日、追加提案しました案件は、人事案件1件、令和3年度八街市一般会計補正予算、令和4年度一般会計補正予算の3議案でございます。

議案第21号は、副市長の選任についてでございます。

現副市長であります橋本欣也氏が、一身上の都合により本年3月31日をもって退職することになりました。これに伴いまして、後任として、昭和56年4月から八街市職員として勤務され、長年にわたり行政運営にご尽力いただいた大木俊行氏を副市長として選任するにあたり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第22号は、令和3年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算から3億7千280万円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億5千147万7千円とするものでございます。これは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の年度内申請額を見込み、歳入については国庫支出金、歳出については民生費を、それぞれ減額しようとするものでございます。繰越明許費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費について、繰越額を変更するものでございます。

議案第23号は、令和4年度八街市一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既定の予算に3億9千863万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2

40億8千863万3千円とするものでございます。住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費などの計上により、歳入につきましては、国庫支出金3億9千283万1千円、繰入金150万2千円、市債430万円、歳出につきましては、民生費3億9千283万1千円、教育費580万2千円を増額するものでございます。

以上で追加議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

**○副議長（林 政男君）**

お諮りします。

ただいま上程されました議案第22号から議案第23号に対する質疑、討論、採決は本日の日程第5で行います。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号、副市長の選任については人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

**○桜田秀雄君**

大変申し訳ないんですが、議運で質疑省略という方針に決まっているんですけども、1点だけちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。というのは、反対するわけではございませんけれども、新たに千葉県知事が誕生いたしまして、知事は市町村との対話を重視したいと言っております、パイプも大事にしたいと言っているわけですが、県との協議、パイプがなくなってしまうんじゃないかと心配するんですが、県との協議はなされたのでしょうか。その点をお伺いします。

**○副議長（林 政男君）**

質疑はありません。

（「議長、議長。起立採決を求めます」と呼ぶ者あり）

**○副議長（林 政男君）**

ただいま桜田議員の方から、採決について異議がありましたので、起立採決に切り替えさせていただきます。

議案第21号について、質疑、討論及び委員会付託を省略し、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

**○副議長（林 政男君）**

起立多数であります。よって、議案第21号は質疑、討論及び委員会付託を省略することに決定しました。

議案第21号、副市長の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○副議長（林 政男君）**

異議がないということなので、議案第21号は同意することに決定しました。

ここで、北村市長より発言を求められておりますので、これを許します。

**○市長（北村新司君）**

ただいまの副市長の選任につきましては、ご同意をいただき、ありがとうございました。ただいま選任をいただきました大木俊行氏が、本日、議員の皆様へ、お礼の挨拶に見えております。ここでお時間を頂戴いたしまして、ご紹介させていただきます。

**○副市長（大木俊行君）**

ただいまご紹介をいただきました、大木俊行でございます。貴重なお時間を拝借いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、北村市長のご推薦並びに議員の皆様のご同意を賜り、副市長の職を拝命することになりました。重責を担わせていただくこととなり、改めて職責の重さ、大きさに身の引き締まる思いでございます。大変微力ではございますが、これまで41年間、八街市職員として行政に携わってきた経験を活かして、北村市長を補佐し、本市の将来都市像であります、ひと・まち・みどり輝くヒューマンフィールドやちまたの実現に向け、取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策、通学路交通安全対策、子育て支援策などに対しましても、職員と力を合わせて誠心誠意、取り組んでまいりたいと考えております。

何とぞ議員の皆様、市民の皆様のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○副議長（林 政男君）**

日程第2、仮議長の選任についてを議題とします。

この後の日程第3、議案第2号の審議にあたり、正議長が欠席しており、副議長が除斥の対象になるため、地方自治法第106条第3項の規定により、本日の仮議長の選任を議長に委任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○副議長（林 政男君）**

ご異議なしと認めます。本日の仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

仮議長に、丸山わき子議員を選任いたします。

ここで、仮議長と交代いたします。

**○仮議長（丸山わき子君）**

ただいま仮議長に選任されました、私、丸山わき子でございます。審議にご協力よろしくお願いたします。

それでは、日程第3、議案第2号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、林政男議員、山口孝弘議員、林修三議員、山田雅士議員、小川喜敬議員の退場を求めます。

（除斥議員 退場）

**○仮議長（丸山わき子君）**

これから常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

石井孝昭総務常任委員長。

## ○石井孝昭君

総務常任委員会に付託されました案件5件につきまして、去る3月2日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりでございますが、議案第2号について、審査内容について要約し、ご報告を申し上げます。

議案第2号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、消防団の確保に向けた待遇改善策として、消防団員の年額報酬の引上げ及び出動手当を出動報酬に改め、その単価の引上げを行うため、所要の改正を行うものです。

その際、この審査にあたっては、小川喜敬副委員長、林政男委員を除斥して行いました。

審査の過程において委員から、「令和3年度の団員構成で、最高年齢、最低年齢及び平均年齢はどのくらいか。また、訓練とは何か」という質疑に対して、「最高年齢は76歳が3名、最低年齢は19歳が2名です。平均年齢については42.4歳で、全国平均でも40歳ぐらいになります。訓練は、火災時の出動訓練として連結送水訓練及び緊急走行訓練などになります」という答弁がありました。

次に、「災害に関する出勤は1日あたり8千円を標準にするとのことですが、1日あたりの活動の時間は7時間45分が本来ではないのか。また、超過した場合の対応はどのようになるのか」という質疑に対して、「1時間1千円としましたので、仮に9時間であれば9千円になり、7時間45分であれば8千円になります。超過した場合の対応は、出動報酬については1時間1千円としましたので、時間に応じ、お支払いいたしますが、1人の隊員が長時間出勤するのは思わしくないと考えますので、消防団全体で交代して、現場を回していきたいと思います」という答弁がありました。

次に、「機器の点検、防火水槽の点検時の対応はどのようになるのか」という質疑に対して、「水利点検等については報酬の対象としていませんが、どこまで訓練の対象とするかは、タイミングを見て、内規の改正を図りたいと考えます」という答弁がありました。

次に、「今後の消防団の在り方についての検討委員会を立ち上げる考えはないのか」という質疑に対して、「消防団活動全体をある程度把握している方を含めた中で検討せざるを得ないと考えますので、新年度には、これを立ち上げる方向性を打ち出して進めていきたいと考えます」という答弁がありました。

次に、「市内在勤者の団員はいるのか」という質疑に対して、「いませんが、在勤者の入団は有効であると考えますので、今後検討していきます」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。



以上、総務常任委員会に付託されました議案第2号に対する審査の結果について、ご報告を申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

**○仮議長（丸山わき子君）**

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○仮議長（丸山わき子君）**

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○仮議長（丸山わき子君）**

討論がなければ、これで議案第2号の討論を終了します。

議案第2号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

**○仮議長（丸山わき子君）**

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

林政男議員、山口孝弘議員、林修三議員、山田雅士議員、小川喜敬議員の入場を許します。

（除斥議員 入場）

**○仮議長（丸山わき子君）**

ご協力ありがとうございました。ここで、議長と交代いたします。

**○副議長（林 政男君）**

交代しました。

日程第4、議案第3号から議案第18号及び議案第20号を一括議題とします。

常任委員長及び特別委員長の報告を求めます。

最初に、石井孝昭総務常任委員長、お願いします。

**○石井孝昭君**

それでは、総務常任委員会に付託されました案件について、ご報告を申し上げます。

審査の結果は、先ほどに続き、お手元の報告書のとおりでございますが、審査内容について要約し、議案第5号、議案第18号、議案第20号、議案第6号の順に、ご報告を申し上げます。

議案第5号は、八街市交通安全条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、八街市行政組織条例及び八街市教育委員会行政組織規則の改正に伴い、八街市交通



安全対策会議を組織する人数の変更及び新たに教育長を副会長を選任するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「昨年事故以来の交通対策会議の開催状況を伺う」という質疑に対して、「2回開催しております。内容は8月12日に八街市交通安全計画の原案を確認していただき、10月13日にはパブリックコメント後の内容を承認していただいております」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第18号は、八街市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、八街市行政組織条例の改正に伴い、八街市防災会議を組織する人数の変更をする必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第20号は、八街市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、行政手続の簡素化などを目的に、職員の採用時におけるサービスの宣誓について、任命権者の対面による署名及び押印を不要とするため、所要の改正をしようとするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

続いて、議案第6号、令和3年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款交際費、第4表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、歳入では、「臨時財政対策債の今後の見通しを伺う」という質疑に対して、「今年度については、国の令和3年度の補正予算の対応になります。国税決算や補正に伴う地方交付税の増があり、臨時財政対策債償還分に活用が可能であるということで、今回減額しようとするところですが、将来的には国も臨時財政対策債をできるだけ発行しないように努力はしていただけるものと考えています。本市といたしましても、十分に国の情報等を注視して対応したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「子どものための教育・保育給付交付金の減額は交付金の確定とのことですが、実際に子どもの人数が減っているのか」という質疑に対して、「子どもの人数が減っています。算出方法はかなり複雑なので、明確な人数は分かりませんが、1つの例を挙げますと、年齢が低いほど公定価格や委託料が上がりますので、0歳児1名を私立保育園で算出すると、年間300万円の委託料を払うことになります。その2分の1に交付金が支出される形になりますので、このことから割り返しますと、約25人の減になります」という答弁がありました。

次に、「待機児童をなくす取組が行われてきており、新しい民間の保育施設をつくっていくとのことですが、新しい施設は何人が入所できるのか」という質疑に対して、「小規模保育施設で19人を予定しています」という答弁がありました。

次に、「社会保障・税番号システム整備費補助金では、どのようなシステム整備をするの

か」という質疑に対して、「マイナンバーカード所持者がマイナポータルからオンラインで転出届、転入予約を行い、転入地があらかじめ通知された転出届の情報により事前準備を行うことで、手続き時間の短縮、ワンストップ化を図れるよう、デジタル社会形成整備法の公布により住民基本台帳法が改正されました。この改正に基づき、転出届の情報の取り込みや、転入届にあらかじめ印字等を行えるよう、住民記録システムの改修です」という答弁がありました。

次に、「マイナポイント事業費補助金の内容を伺う」という質疑に対して、「コロナ克服新時代開拓のための経済対策において、マイナポイント事業の拡充、いわゆるマイナポイント第2弾が実施されることとされ、これに伴い、マイナポイントの予約申込手続拡充等に必要となる経費が盛り込まれた令和3年度補正予算が成立いたしました。今回の補正については、マイナポイント支援に係る従事職員として会計年度任用職員2名分、国に補助金の変更申請を行ったことによるものです」という答弁がありました。

次に、「マイナンバーカードの交付状況と、これまでのシステム整備に幾ら支出しているのか伺う」という質疑に対して、「令和4年度1月末では、累計枚数2万7千371枚、交付率39.7パーセントです。整備費は2千297万1千円になります」という答弁がありました。

次に、「都市計画費補助金の社会資本整備総合交付金の内容を伺う」という質疑に対して、「被災住宅の修繕費80万5千円の減、宅地耐震化推進事業は440万円の増、差引き359万5千円になります」という答弁がありました。

次に、「財産収入の土地売却収入の内容を伺う」という質疑に対して、「機能のない赤道4件分になります」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「公共施設等マネジメント推進事業費の減は研修会の未実施ということですが、公共施設の在り方については進められているのか」という質疑に対して、「八街市公有財産利活用検討委員会において、令和3年度は利活用方法を検討しているところです。この委員会で検討を進めながら、土地などの有効利用を図って、財源の拡充に努めたいと考えています」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「水道管路耐震化の状況と今後の計画を伺う」という質疑に対して、「法定耐用年数を超過している管は32パーセント程度です。今後は管路だけではなく、施設の改修もままならない状況ですので、財政状況を見ながら、更新を考えていかなければならないと考えています」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。

「国庫支出金として社会保障・税番号制度システム整備費補助金458万7千円、マイナポイント事業費補助金127万9千円が計上されていますが、政府の2022年度末までに全ての国民にマイナンバーカードを行き渡らせるための取組強化のものであり、反対いたしません。

現在、約4割に普及した状況です。マイナンバーに登録すれば5千円、健康保険証として登

録すると7千500円、銀行口座へのひも付けで7千500円と、税金を投じてマイナンバーカードの交付率が上がらないのは、個人情報リスクにさらされることへの不安があり、制度が開始されて6年目を迎えますが、情報漏えいやプライバシーの侵害など、山積する問題は何ら解決しておりません。

政府は、マイナンバーカードは個人情報を保護するための厳格な安全対策を講じ、高いセキュリティを確保した、利用時には暗証番号が必要になるから他の人は使えないなどと宣伝してきましたが、デジタル手続法では暗証番号入力を要しない方式で利用できる方法を導入して、個人情報保護を後退させています。

また、利便性の向上と言いつつ、障害者や高齢者など、デジタルを使いこなすことが困難な条件や環境にある人、経済的事情でIT機器を利用できない人などへの具体的な対策がないまま、デジタルに習熟せよと求めているだけです。

昨年5月に成立したデジタル関連法は、個人の預貯金口座のマイナンバーへのひも付けなどを盛り込みました。このことは、国が国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、徴収強化と社会保障費の削減を進めるものとなります。

1つのカードに多くの情報を集約させることは、ネット社会では最も危険であり、世界的に見ても重大情報流出や不正利用が後を絶たず、今や見直し、廃止に向かっている中で、この制度を推進すること自体、そぐわない政策です。国民が必要としないマイナンバーカードを押し付けるやり方は、到底認められません。以上の立場から反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告を申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

#### ○副議長（林 政男君）

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○副議長（林 政男君）

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、小澤孝延文教福祉常任委員長の報告をお願いします。

#### ○小澤孝延君

文教福祉常任委員会に付託されました案件9件につきまして、去る3月3日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりですが、審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第3号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、令和4年度から未就学児の国民健康保険税均等割額を減額することとなった

ため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「18歳までの子どもの均等割について、ゼロにするよう要望していただきたいと求めるが、いかがか」という質疑に対して、「子どもの均等割の保険税減額については、市としても実現に向けて全国市長会を通じて、さらなる減額と財源確保をした上で充実していくよう、国に要望していきます」という答弁がありました。

次に、「収入のない未就学児が基本的に年金を支給されている高齢者の支援金を負担しているということについて、市はどう考えるのか」という質疑に対して、「あくまで保険税の算定方法についてであり、納税義務は世帯主が負っています。納めていただくのは子どもではなく大人ですので、ご理解をいただければと思います」という答弁がありました。

次に、「保険税を滞納されている方は、この制度を適用する際には滞納額を先に支払うことが大前提になると思うが、その対応は」という質疑に対して、「課税時に未就学児がいるかどうかを確認し、当初、納税通知書を発送する段階で減額した額を発送しています。滞納や所得が多い、少ないということは軽減を行うかどうかの判断基準にはなりません」という答弁がありました。

賛成討論が次のようでありました。

「日本共産党は子どもの均等割廃止を求めてきました。その立場から、未就学児の均等割額を半額にする条例改正に対し、国も国民や自治体の要求を無視できなかったということであり、歓迎します。しかし、基本的に年金収入がある後期高齢者支援金の均等割を収入がない未就学児が負担するという大きな矛盾であり、早急な廃止を国に求めていただきたい。

また、国保税を滞納すれば、限度額認定証が交付されないため、子育て世帯の保護者が高額の治療費を気にして、手遅れになる事態があってはなりません。未就学児世帯の滞納がある場合、恒常的低所得者の減免に該当するかどうか、丁寧に対応していただきたいと思います。申請がないという答弁がありましたが、生活が大変な世帯には、このような制度があるということをぜひ報告していただくよう求め、賛成討論とします。」

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、遠方の児童クラブへ通う児童が通所する間の危険を回避するため、児童クラブの場所を、実住小学校、八街北小学校については学校内へ、八街東小学校については学校内及び八街第一幼稚園へ移設するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「児童クラブの定員が40人を超えている児童クラブが幾つかある。40人を基本として、それ以上は参酌基準となっている。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、密を避ける対策は」という質疑に対して、「ご指摘のとおり、定員では50人となっているところが何か所かありますが、支援員の配慮等により、なるべく密にならないよう、柔軟な対応を図っています。今後については、実際に通っているお子さんが定員数よりもかなり少ないので、定員の改正等も考えています」という答弁がありました。



次に、「新しく開設される第三八街東児童クラブは何年生が対象になるのか」という質疑に対して、「第三八街東児童クラブは低学年の児童を対象に開設を予定しています」という答弁がありました。

次に、「今は、コロナ禍によるテレワーク等で、自宅で子どもの面倒を見る方が多くいるので定員に満たないところがあると感じている。朝陽児童クラブについては、コロナ禍の前はかなりの人数が通所していた。現在、児童クラブを朝陽小学校内に移動し、保護者からは感謝の声を多く聞くが、60人という定員数について、朝陽小学校内にまだ空き教室があるので、これを利用していく計画はあるのか」という質疑に対して、「現状では計画はありませんが、現場の状況を確認しながら進めていきたいと思います」という答弁がありました。

次に、「コロナ禍において、職員がコロナに感染してしまって、必要な職員の人数の確保が非常に難しいところがあると思うが、それぞれの児童クラブの応援体制や経験者の応援をもらう等のコロナ禍での対応はどのように考えているのか」という質疑に対して、「委託先の社会福祉協議会に対し、不測の事態で支援員が欠員になるときのために、すぐに配置できるような体制を整えていくよう、お願いしています」という答弁がありました。

次に、「実住と泉台の児童クラブの移転後の施設等の利用は今後どのようにになるのか」という質疑に対して、「八街児童クラブ跡地については、市役所の中で利用したい課があると聞いていますので、今後検討していきます。泉台の児童クラブ跡地については、利用計画等は決まっています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第6号、令和3年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目及び3目、9款教育費、第3表繰越明許費補正1追加の内2款総務費、3款民生費、9款教育費についてです。

審査の過程において委員から、歳出2款では、「マイナンバーカードの交付状況は」という質疑に対して、「令和4年1月末時点で累計2万7千371枚、交付率は39.7パーセントです」という答弁がありました。

次に、「市内で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関の状況は」という質疑に対して、「八街市内では2か所です」という答弁がありました。

次に、「マイナンバーカード等に記載されている住所の変更や、転入に伴う住所の変更などについて、今回のシステム改修によって、どれぐらいの利便性の向上が図られるのか」という質疑に対して、「窓口で届出書類を作成する手間が軽減され、手続に要する時間を短縮することができます。また、転入地の市町村では事前準備による転入手続当日の事務負担の軽減と、窓口混雑の緩和を図ることができます」という答弁がありました。

次に、「転入先の窓口に行って、マイナンバーカードの住所変更等の手続をしなければならないのは変わらないのか」という質疑に対して、「転入先には情報がオンラインで前もって届いているので、転入に必要な書類の準備等は先に進められていますが、転入手続及びマイナ

ンバーカード自体に入っているＩＣチップの住所の履歴等を書き換えるため、窓口での手続きが必要になります」という答弁がありました。

歳出３款では、「障害者自立支援給付事業費の中で、扶助費が増額になった理由は」という質疑に対して、「障害者介護給付費は全体的に増加傾向にあります。福祉サービスの中でも今回、特に当初予算と比較して予算に不足が生じる見込みのある主なサービスとしては、生活介護、就労継続、グループホームなど、大人の方が利用するサービスが主なものです」という答弁がありました。

次に、「生活困窮者自立支援事業費について、住居確保給付金が減額となっているが、生活困窮者自立支援事業を終了した中で、生活保護に移った事例は何件くらいあったのか」という質疑に対して、「具体的には把握していませんが、令和３年度については数件あったと認識しています」という答弁がありました。

次に、「国民年金費について、時間外手当が減額補正になっているが、失業等により、国民年金を支払えない方が増えていると思われる。国民年金を支払えない方の保険料の免除など、必要な申請に対応できているのか」という質疑に対して、「マイナンバーの利用により、所得の確認など、情報収集がオンラインで可能になり、事務が簡素化されたため、昨年度と比較して、今年度は時間外勤務が著しく減少していることによる減額です。また、市民サービスを落とさないように、毎月、社会保険労務士による年金相談等を行っており、相談業務を昨年よりも充実しています」という答弁がありました。

歳出４款では、「妊婦・乳児健康診査事業費の７００万円の減額補正について、妊婦・乳児の減少と説明があったが、対象が減少したのか、それともコロナ禍で健診を受けられなかったのか」という質疑に対して、「対象者の減少と捉えています」という答弁がありました。

次に、「受診率の状況は」という質疑に対して、「１２月末時点で、妊婦一般健康診査で健診を受けた件数は、１人あたり１４回の健診があり、その総数が２千４７９件です。１人あたり１４回で割り返すと１７６人となりますが、１人が１４回の全てを受診することは少ないと聞いているので、ほぼ全ての方が健康診査を受診しているものと考えています」という答弁がありました。

歳出９款では、「保健体育費の備品購入費の減額補正について、予算執行できなかった理由は」という質疑に対して、「当初、補助金を見込んで電子黒板を購入する予定でしたが、補助金が見込めなくなったため、減額補正することとなりました」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「政府は、２０２３年度末までにマイナンバーカードを健康保険証として全医療機関で利用できるよう、進めています。国民は、現在交付されている健康保険証に不都合を感じていません。むしろ盗難や、紛失した際の個人情報漏えいに大きな不安を感じています。その不安を解消しないまま、政府は将来的には個人財産情報と組み合わせて、国民一人ひとりの経歴、資産や健康状態を国が掌握しながら、社会保障費の国費負担のさらなる削減をしようとしています。国民一人ひとりの多岐にわたる個人情報を組み合わせる社会保障・税番号制度

は社会保障の充実につながらず、国民は必要としていません。大きなリスクを負わせる制度の廃止を求め、反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号は、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「特定健康診査等事業費が500万円の減額となっている。受診率が落ちているように感じるが、実情は」という質疑に対して、「昨年度は緊急事態宣言中の健診となり、大幅に減少しました。今年度も8月に集団健診を実施しましたが、やはり緊急事態宣言下での健診となり、結果的には当初見込んだほど受診率は伸びませんでした。しかし、集団健診については、令和2年度とほぼ同数の2千519人の方が集団健診を受けました。これに加えて、新規で始めた個別健診は1千197人の受診があり、結果的に個別健診分が昨年度を上回る結果になりました。集団と個人の合計で3千716人、27.6パーセントの実施となりましたが、予算上の目標は6千人だったため、500万円の減額を行いました」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第8号は、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号は、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「保険料過誤納還付金の内容は」という質疑に対して、「所得構成等により介護保険料の還付金が発生したのですが、当初の予想金額を上回ったため、増額補正するものです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第13号は、令和4年度八街市国民健康保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「令和4年度の国保税の収納率の目標は」という質疑に対して、「令和2年度の87.8パーセントを上回る88.38パーセントです」という答弁がありました。

次に、「全国市長会でも国の国保への負担割合を増やすようにと再三要求していただいているが、市長会での要望はどうなっているのか」という質疑に対して、「国の責任において実効性のある措置を講じること、特に低所得者層に対する負担軽減策の拡充強化をするとともに、低所得者を多く抱える保険者の支援を強化するよう要望することを、全会一致で決議しています」という答弁がありました。

次に、「新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金について、事業者の傷病手当も必要だと考えるが、全国市長会では実施するべきという意見はないのか」という質疑に対して、「地域経済を担う中小企業、小規模事業者あるいは農林漁業者が厳しい状況に置かれていることを考え、地域経済、雇用の確保、感染症の対策を講じるように、全国市長会で決議しています」という答弁がありました。

次に、「人工知能を活用した特定健診受診率向上事業が開始されて3年程度が経過しており、



そろそろはっきりとした結果が出ていると思う。今回予算計上するにあたり、今までのどのような効果を基に計上されているのか」という質疑に対して、「この事業は開始から3年になります。令和元年度は受診者数が著しく伸びましたが、令和2年度はコロナ禍により勸奨事業を中止したため、受診者数が下がりました。令和3年度は個別健診、集団健診ともに人工知能を活用した啓発を行い、個別健診は多くの方が受診されましたが、集団健診については昨年度と同程度でした。実施できなかった令和2年度と令和3年度を比較すると受診者数は大きく伸びているため、実施することで大きな効果があるものと認識しています」という答弁がありました。

次に、「データヘルス計画について、未病は糖尿病だけでなく、その他の病気についても予防と併せて大事なことだが、それに関して新たな計画や対策はあるのか」という質疑に対して、「今回のデータヘルス計画の中間評価、見直しについては新たな健康課題や国等の取組があるので、それを踏まえて見直しを図ります。健康マイレージなどのポイントについては、県下で統一のポイント制度もあるので、当市も参加できるのか、また独自の取組ができるのか、調査研究に努めてまいります」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。

「新年度の国保税収の見込額は17億5千812万円で、2千939万2千円の減収です。減収の主な要因は、2022年度から始まる未就学児童の均等割額半額への軽減措置、国保からの離脱の分です。日本共産党は、かねてから子どもの均等割廃止を求めてきました。今回の軽減措置は不十分であります。歓迎できます。しかし、今後も軽減割合と対象年齢の拡大が必要です。特に、基本的に年金収入がある後期高齢者支援金の均等割を、収入がない児童が負担することには無理があります。子どもの後期高齢者支援金の均等割分を早急に中止するよう、国に求めていただきたい。

また、市民の収入が減り、生活が圧迫される中、国保税の減免の適用拡充が必要です。令和2年4月から始まった生活保護水準の方への減免適用は、この間なかったということですが、対象者への適用を求めます。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症傷病手当金が計上されたことは歓迎できますが、対象者は新年度も従業員だけで、事業主には適用されません。事業主にも適用することが必要です。さらに、今後はコロナ以外の傷病も手当金の対象とするよう、より国に強く求めていただきたいと思えます。

特定健康診査については、糖尿病性腎症重症化予防事業、未受診者勸奨プログラム等、支援プログラムは令和2年度に開始されましたが、まだ始まったばかりで、これからぜひ充実させていきたいです。市民にとって、健康増進、病気予防、重症化予防の事業の拡充が大切です。そのためには、病気の早期発見、治療が必要です。しかし、国保税を滞納した人に保険証を送付しない滞留や、短期被保険者証、資格証明書の交付を行っています。また、限度額認定証の交付もされません。これは、病気重症化の予防になりません。正規の保険証の交付を求めます。

支払い能力に応じた国保税とするため、全国市長会としても国庫負担を増やすよう、国にさらに要望するよう求め、反対討論とします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第14号は、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計についてです。

審査の過程において委員から、「特別徴収保険料の方は何人か」という質疑に対して、「令和3年度当初の保険料額決定通知書の送付時点で、特別徴収は9千54人中6千191人で全体の68.38パーセント、特別徴収と普通徴収の併徴は970人で10.71パーセント、普通徴収が1千893人で20.91パーセントという構成割合です」という答弁がありました。

次に、「昨年度と比較して普通徴収が増えているのは、普通徴収の方が増えているのか」という質疑に対して、「後期高齢者医療保険制度では、保険料が特別徴収の方でも口座振替を希望すれば特別徴収から普通徴収に切り替えることができます」という答弁がありました。

次に、「広域連合から口腔歯科健診等の補助金が来ていると思うが、予算書のどの部分に入るのか」という質疑に対して、「歯科健診については、問診票の作成から印刷まで、広域連合が予算をもって対応しています。八街市では、広域連合で作成した、市民が受診できる医療機関の案内文書を印刷して、併せて発送しており、その経費は一般管理費に含まれています」という答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療広域連合納付金について、前年度比で3千181万7千円の増額になっている。増額の推移は」という質疑に対して、「団塊の世代が後期高齢者医療の被保険者になったことで被保険者数が伸びています。現在、毎月100人以上の方が後期高齢者医療に移動しているので、来年度は1千人を超える方が新たに後期高齢者医療の対象となります。1人あたりの保険料に大きな変更はありませんが、全体では上昇する傾向にあります」という答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療保険について、負担を増やさないために国に要求していかねばならない。全国市長会ではどのように要求しているのか」という質疑に対して、「全国市長会でも保険料の上昇を抑制する措置を継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講ずるよう要望することを決議しています。また、保険料の軽減措置の見直しについては、被保険者の負担に十分配慮するよう要望することを決議しています」という答弁がありました。

反対討論が次のようでありました。

「2008年4月に創設された後期高齢者医療保険制度は、2年ごとに見直しがされ、令和4、5年度の制度は第8期目となります。第8期目の保険料は均等割4万3千400円、所得割8.39パーセント、これは前期と同じです。しかし、低所得者に対する保険料軽減特例措置廃止により335円の引上げ、1人あたりの平均年金保険料は5万9千700円です。政府は制度創設時に低所得者に対し保険料の軽減特例措置を実施したものの、令和3年度に廃止しました。年金削減、物価高の中で、保険料軽減特例措置を廃止する要因はありません。

存続、充実こそが必要です。

また、賦課限度額を2万円引き上げ、66万円に増額します。さらに、第8期目は保険料の負担増だけでなく、今年10月から年収200万円以上の人の医療費窓口負担を現行の1割から2割に倍増します。高齢者だけを囲い込む本制度は、高齢者に際限のない負担を押し付ける制度であることで、制度創設時に国民が危惧し、反対したとおりの事態が進行していません。経済的理由で受診を諦め、治療が手遅れになる事態は、症状が急変しやすい高齢者には命に関わる大問題です。高齢者の負担を増やす制度改悪をすべきではありません。

高齢者の負担を増やす一方、2割負担での現役世代の負担軽減は、1人あたり月30円程度が減るだけです。最も削減されるのは国、自治体の公費980億円です。現役世代の負担減を口実にして、公的な社会保障費を削減すべきではありません。老人医療費を有料化した1983年の老人医療費に占める国庫負担の割合は45パーセントでした。ところが、2008年に後期高齢者医療を導入したとき、35パーセントに引き下げました。この間、減らしてきた国庫負担割合を元に戻すように、国に求めています。

あわせて、コロナ禍においても莫大な利益を得ている大企業や大資産家に応分の負担を求め、高齢者をはじめ、全ての世代の社会保障の大幅拡充に踏み出す必要があります。以上の観点から反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第15号は、令和4年度八街市介護保険特別会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「八街市の保険料は近隣と比較するとどういう状況か」という質疑に対して、「八街市の介護保険料は年額6万3千200円、月額5千270円です。これは県内の平均的な保険料だと認識しています」という答弁がありました。

次に、「介護認定審査会事務費が420万円増額になっている。申請が増える見込みなのか、またどの程度の件数増加を見込んでいるのか」という質疑に対して、「令和3年度と比較して、令和4年度は400件程度の認定調査の件数の増加を見込んでいます。この理由として、コロナの影響による特例措置で、介護認定の更新の際に病院や施設が感染防止対策のために対象の方が認定の調査を受けられない場合に認定調査を最長1年間延長する制度があり、その制度を利用された方が令和4年度の調査の対象となることから、上乗せされる分を見込みでの金額です」という答弁がありました。

次に、「介護サービス等諸費について、減額された要因は」という質疑に対して、「前年度の実績に基づいて積算しています。金額は952万6千円の減額と、大きな額ですが、介護サービス等諸費全体の中の割合としては0.2パーセントの減ですので、前年度と同規模程度と見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「成年後見人等報酬助成費について、成年後見人は現在は何人程度か、また報償費の支払いはスムーズに行われているのか」という質疑に対して、「令和3年度の対象者は6人です。報酬については、市の規定に基づき適正に行っています」という答弁がありました。

反対討論が次のようがありました。

「保険料が高過ぎるという市民の声を反映し、本市では第7期、第8期の制度見直しの際に保険料を引き上げませんでした。年金引下げ、物価高の中、市民からの悲鳴は続いています。令和4年度第1号被保険者の年間保険料は、低所得者に対する保険料軽減施策等により1万8千900円です。この間の保険料軽減施策は市民生活への応援となり、収納率向上につながっています。本市は県下最低クラスの収納率が続き、引き続き支払い能力に応じた保険料にすることが求められています。保険料を滞納すれば、利用した介護サービス費用を一旦は全額自己負担するなどのペナルティーが科せられます。保険料を滞納せざるを得ない生活困窮者にペナルティーを科せば、必要なサービスを受けられません。令和2年度は9名にペナルティーを科していますが、生活保護等につなげるなど、暮らしへの応援を求めます。

高齢者が安心して生活できるまちは、若い世代も安心して暮らせます。介護保険制度は3年ごとの見直しのたびに改悪され、保険あって介護なしと言われる状況が広がっています。昨年8月から特養等の介護施設に入所する住民税非課税世帯の食費等を軽減する補足給付制度が改変されました。その1つは食費負担の引上げです。特別養護老人ホーム等に入所している低所得者の食費負担を月2万円から4万2千円に引き上げます。ショートステイ利用者の食費負担も引き上げられます。2つ目は、資産要件の見直しです。補足給付の対象となる預貯金額を1千万円以下から収入の区分に応じて変えられます。本人や家族からは、費用を支払えなければ退所しなければならないのかという不安が広がっています。誰もが安心して高齢者施設に入所できるよう、補足給付の見直しは中止すべきです。

介護保険料や利用料について、支払い能力に応じた額にすること、介護を必要とする人がお金の心配をせず、必要な介護サービスを利用できるように、改悪してきた制度を中止し、充実するよう求めます。そのために、国庫負担割合の国割合を国に要求するよう求め、反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同いただきますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

#### ○副議長（林 政男君）

ここで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○副議長（林 政男君）

質疑なしと認めます。

これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時13分）



## ○副議長（林 政男君）

再開します。

次に、山田雅士経済建設常任委員長から報告をお願いします。

## ○山田雅士君

経済建設常任委員会に付託されました案件5件につきまして、去る3月4日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第6号、令和3年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出4款衛生費の内1項6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表継続費補正1変更、第3表繰越明許費補正1追加の内5款農林水産業費、7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、歳出5款では、「森林環境整備基金のこれまでの交付金はどうのような状況か」という質疑に対して、「森林環境贈与税ということで、令和元年度から交付されています。令和元年度は約347万円、令和2年度は738万8千円、令和3年度も2年度と同額が交付される見込みです。令和4年度、5年度は約950万円、令和6年度は1千170万円が交付される見込みです」という答弁がありました。

次に、「これまでにどのような事業にこの基金が充当されたのか」という質疑に対して、「森林クラウドという、各市町村ごとの状況を共有できるシステムの使用料のほか、令和2年度、3年度については歳出7款、市道周辺森林整備業務として、重要インフラの周辺森林整備に充当しています」という答弁がありました。

歳出6款では、「特産物販売促進業務について、新型コロナウイルス感染症の影響により減額するという説明があった。物販のイベントが感染症の影響で中止になったためなのか、それとも感染拡大により参加を取りやめたのか」という質疑に対して、「年間40回の積算で予算を組んでいましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、イベント自体が中止となったケースがほとんどです」という答弁がありました。

次に、「会計年度任用職員の報酬減額の内容は」という質疑に対して、「当初は会計年度任用職員2人を予定していましたが、実際には1名で業務が完了したため、その分の減額です」という答弁がありました。

歳出7款では、「空き家対策事業費について、空き家バンクが休止となった理由は」という質疑に対して、「制度が開始されてから12件の登録がありましたが、内容としては2件の売却と1件の賃貸で、ここ数年は登録自体がない状況です。登録の伸び悩み等から、このまま事業を継続することが今のところ移住定住への成果につながらないことから、休止としました」という答弁がありました。

次に、「都市計画道路3・4・3号線のバイパス事業市負担金について、事業が行われなかったため減額補正との説明だったが、この事業は令和4年度で事業が行われるのか」という質疑に対して、「新年度予算に計上し、この業務を含め、その他の業務も令和4年度で実

施する予定です」という答弁がありました。

次に、「市道周辺森林整備事業について、市道との境界線からどのぐらい奥まで伐採するのか。また、土地所有者の自己負担は」という質疑に対して、「今年度の事業では、道路境界から33メートルの伐採を行いました。土地所有者の負担はありませんが、今後の維持管理をしていただきます」という答弁がありました。

次に、「被災住宅修繕緊急支援事業費について、当初予算額が740万円で、今回391万円の減額補正をするが、執行率が50パーセントということになる。減額の内容は」という質疑に対して、「この事業の対象の受付は昨年1月で終了しています。その受付完了後に、まだ工事が終わらない方が34件ありました。その方たちを対象として当初予算740万円を計上しましたが、今年度に入り、対象の34件の方にお話を聞いたり、内容を伺ったところ、工事費が大きいため工事をやる予定がなかったり、家族内で話が進まないといった事情から取り消された方が多くいらっしゃいました。最終的に18件の方が実際に支出するまでに至り、349万円を補助しました。その差引分として今回391万円を減額しました」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、令和3年度八街市下水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「大池調整池整備工事の増額について、具体的にはどのような内容か」という質疑に対して、「今現在、大池調整池については掘削工事が主なものです。最終的な終了までには、まだ掘削が残っている状況です。今回の補正については、1千900立方メートルの掘削を前倒しで行うことを予定しています。これで、大池調整池自体の掘削はほぼ完了する予定です。令和4年度以降、外周市道の補修や法面改修等の整備を残しており、令和7年度で完了させたいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、令和3年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号は、令和4年度八街市下水道事業会計予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第17号は、令和4年度八街市水道事業会計予算についてです。

審査の過程において委員から、「八街市の水道事業の経営戦略やビジョンに照らし合わせると、令和4年度は予定どおり進んでいるのか」という質疑に対して、「施設の老朽化などもあり、ビジョンを策定した時期よりも悪い状況が続いています。現在、当市ができる範囲の整備を予算の中で実施したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「まちなかでは新築工事等が行われている。来年度の接続数は伸びる見込みか」という質疑に対して、「予算上では、ここ数年の伸びを基に算出しており、接続数はほぼ横ばいという形で予算上は算出しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告を申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いしまして、委員長報告を終わります。

**○副議長（林 政男君）**

ここで経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○副議長（林 政男君）**

質疑なしと認めます。  
これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。  
次に、小菅耕二予算審査特別委員長の報告を求めます。

**○小菅耕二君**

予算審査特別委員会に付託されました案件1件につきまして、議長を除く19名で特別委員会を設置し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。

本特別委員会は、3月定例会初日の2月15日に設置され、議案第12号、令和4年度八街市一般会計予算について、付託されました。

歳入歳出予算総額236億9千万円の審査を行うため、3月8日、9日、10日、14日の4日間、本会議場において、総務常任委員会所管事項、経済建設常任委員会所管事項、文教福祉常任委員会所管事項及び総括について、市長、副市長、教育長及び関係部課長等の出席を求め、詳細な説明を聴取しつつ、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第12号、令和4年度八街市一般会計予算については、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

予算審査特別委員会に付託されました案件に対する結果について、ご報告申し上げます。以上をもちまして、委員長報告を終わります。

**○副議長（林 政男君）**

ここで、予算審査特別委員長報告に対する質疑を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○副議長（林 政男君）**

質疑なしと認めます。  
これで予算審査特別委員長報告に対する質疑を終了します。  
以上で、各常任委員長及び特別委員長の報告、質疑を終了します。

議案第3号から議案第18号及び議案第20号の討論受付のために休憩いたしますが、討論通告は11時45分までをお願いします。再開は11時50分です。

（休憩 午前11時24分）

（再開 午前11時45分）

**○副議長（林 政男君）**



再開します。

これから討論を行います。

議案第6号に対し丸山わき子議員から、議案第12号に対して丸山わき子議員、小川喜敬議員、桜田秀雄議員から、議案第13号に対し京増藤江議員、加藤弘議員から、議案第14号に対し京増藤江議員、木村利晴議員から、議案第15号に対し京増藤江議員、栗林澄恵議員から、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第6号、第12号に対する反対討論を許します。

### ○丸山わき子君

それでは、議案第6号、令和3年度八街市一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

この補正予算には、社会保障・税番号制度システム整備費補助金458万7千円、マイナポイント事業費補助金129万7千円が計上されておりますが、政府の2022年度末までに全ての国民にカードを行き渡らせるための取組強化のものであり、到底容認できません。現在、約3人に1人に普及した状況です。マイナンバーカードを登録すれば5千円、健康保険証として登録すると7千500円、銀行口座へのひも付けで7千500円と、税金を投じてマイナンバーカードの交付率が上がらないのは、個人情報リスクにさらされることへの不安があり、制度が開始されて6年目を迎えますが、情報漏えいやプライバシーの侵害など、山積する問題は何ら解決しておりません。

政府は、マイナンバーカードは個人情報を保護するための厳格な安全対策を講じ、高いセキュリティを確保した、利用時には暗証番号が必要になるから他の人は使えないなどと宣伝してきましたが、デジタル手続法では暗証番号入力を要しない方式で利用できる方法を導入し、個人情報保護を後退させています。

昨年5月に成立したデジタル関連法は、個人の預貯金口座のマイナンバーへのひも付けなどを盛り込みました。このことは、国が国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、徴収強化と社会保障費の削減を進めるものとなります。

1つのカードに多くの情報を集約させることは、ネット社会では最も危険であり、世界的に見ても重大情報流出や不正利用が後を絶たず、今や見直し、廃止に向かっている中で、この制度を推進すること自体、そぐわない政策であり、国民が必要としないマイナンバーカードを押し付けるやり方は止めるべきです。

以上の立場から、反対するものでございます。

次に、議案第12号、令和4年度八街市一般会計予算に対する反対討論であります。

令和4年度予算は前年度比7.5パーセント増の236億9千万円となり、歳入では市税、交付税、市債の増、歳出では消費的経費が前年度比0.9パーセント減、投資的経費は169.7パーセントの大幅な増加となっております。

こうした下で、新年度の重点施策を新型コロナウイルス感染症対策、通学路の安全対策、子育て支援とし、5億2千万円を確保するとともに、消防団の処遇改善、児童クラブの整備、庁舎・保育園・幼稚園の低炭素社会に向けたLED化、空き家の適正管理を図るなど、新規

拡充事業を高く評価するものであります。

一方で、市民の立場から問題点を指摘せざるを得ない事業もあります。

まずは、国絡みの問題です。その1つはマイナンバーカードの普及促進についてです。政府は2021年度にマイナンバー制度の関連経費1千453億円を費やし、さらに2022年度には普及予算として1千27億円を確保しています。政府が管理運営しているマイナポータルを入り口とした情報連携を拡大させ、あらゆるデータを行政側に集積し、マイナンバーカードと結び付けるために申請促進の宣伝を強化し、2022年度末までに全ての国民への交付率100パーセントを目標とし、健康保険証利用、マイナポイントなど、国民がカードを使わざるを得ない状況をつくり出す施策を講じています。

昨年5月、デジタル関連法が成立しましたが、行政機関が特定の目的のために集めた個人情報を、本人の同意もないままに目的外に利用、外部へ提供し、成長戦略へ、企業の利益につなげることができるようにしました。このことは個人情報保護をないがしろにし、プライバシーを侵害するおそれがあります。

また、国と自治体の情報システムの共同化、集約を重ねており、地方自治体は国がつくる鑄型に収まる範囲の施策しか行えないことになりかねません。

また、強力な権限を持つデジタル庁は、国の省庁にとどまらず、地方自治体や準公共部門に対しても、予算配分やシステムの運用について、口を挟むことができるようになり、地方自治への侵害問題も発生してきます。

さらに、デジタル法は個人の預貯金口座とマイナンバーカードをひも付けすることなどを盛り込み、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴収強化と社会保障の削減を進めようとしています。

カードの申請交付が開始され6年目を迎えますが、八街市のマイナンバーカードの交付率は2022年1月1日現在、約4割という状況です。交付率が伸びないのは、市民にメリット感が感じられず、個人情報の漏えいや集積、利用拡大への不安が大きいからです。国民が必要としないマイナンバーカードの押し付けは止めるべきです。

いま一つ、国の施策を押し付けている霞ヶ浦導水事業の問題です。

この事業への出資金は新年度490万円となっています。八街市も加入する印旛広域水道は水余り、人口減少の下で、昨年4月、八ッ場ダムからの受水を開始しました。また、霞ヶ浦導水事業の最終工期の令和5年度から令和12年度への変更に同意し、事業費600億円の積み増しを認めましたが、今後の水道事業への展望はありません。

八ッ場ダム完成により、印旛広域水道の受水量は1千立方メートルの増加となっています。さらに、今後の受水計画は、平成27年から9年間の市水道ビジョンでは、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業の完成で、印旛広域水道からの給水量が6千900立方メートルから1万5千970立方メートル、2.3倍になるとし、その受水費は5億3千万円としています。

市は水道事業に対し、新年度も一般会計から1億6千万円を補助し、市民への水道料金の負担軽減に努力しています。さらなる高い水道料金が市民にのしかかり、水道事業経営への圧

迫となることは明らかであり、今後の水道事業の在り方が問われています。今やるべきは、印旛広域で水余りをきちんと議論し、余剰水の活用、暫定井戸を廃止しないで活用することなど、市民の命の水を低廉な価格で提供する取組が必要です。

市政問題では、長引くコロナ禍の下で、市民の暮らしをいかに守るのかということが問われます。

まず、市内どこに住んでいても安心して暮らせる、市民の暮らしの足、乗合タクシーの問題です。

市は計画期間内に乗合タクシーではない公共交通の実証実験を実施すると説明してきましたが、昨年10月、ふれあいバス運行の見直しでは、空白地域を網羅するデマンドタクシーの取組は示されませんでした。市民は期待が大きかっただけに落胆も大きく、見捨てられたのかという不信感さえ持っています。予算審議の中で、新たな乗合タクシーの実証実験を令和5年度の秋から実施したいとの答弁がありましたが、それまでの間の対応策はありません。せめて、高齢者の孤立防止、健康維持、外出支援を図るとしている高齢者外出タクシー支援制度の助成券を30枚から48枚に戻し、南部、北部の交通困難地域の市民には枚数を多くするなど、当面の暮らし支援を実施すべきです。高齢化が進む中で、市民一人ひとりが主体的に行動できる街づくり、一人も取り残さない街づくりの視点に立ち、実証実験を手前に引き寄せ、市民の切実な願いである、誰もが安い料金で玄関先から利用できる乗合タクシーの一日も早い実現を求めるものであります。

2点目に、コロナ禍の市民生活支援で、水道、下水道料金の軽減についてです。

今、市民生活は食料品や灯油代、電気、ガス代などの値上げやガソリンの高値が続き、この値上げの波はコロナ禍の生活苦に追い打ちをかけています。新型コロナウイルス感染症の影響により、市民は外出自粛要請によって自宅での活動時間が増加したことによる光熱水費の増加、また事業所においては緊急事態宣言を受けて休業や営業時間の短縮等による売上の減少など、経済活動は低迷しています。影響を緩和するため、経済的負担の軽減支援が必要です。コロナ地方創生臨時交付金の活用で、水道、下水道料金軽減の実施を求めるものです。

3点目に、税の滞納市民への対応です。

いまだに生活が成り立たなくなるような徴収強化の在り方を見直すことです。令和2年度の決算でも滞納者への差押えが増加し、給与、預貯金が約8割を占め、学資保険までも差し押さえています。子どもの教育、進学のためという目的で掛けている学資保険を差し押さえることは、子どもたちの進路に重大な影響を与えるものであり、断じて認められません。滞納者の財産をあらゆる手段で差し押さえるというやり方ではなく、滞納者の生活を立て直しながら相談にあたる方向へ転換し、国税庁税務運営方針の、納税者に親切に接し、苦情あるいは不満は積極的に解決するよう進めなければならないとする徴収業務に徹することを、強く求めるものであります。

4点目に、耐用年数をはるかに超え、老朽化した市営住宅の問題です。

新年度は建設から57年が経過した笹引住宅の住民の朝陽住宅への移転補償予算が計上され

ましたが、朝陽住宅も建設から50年となり、耐用年数は経過しています。また、建設から54年目となる交進住宅の対策も進んでいません。どちらも老朽化が一段と進み、災害時には危険が伴うことは明らかであり、公営住宅法第1条の健康で文化的な生活、良好な住環境から、ほど遠いものとなっています。今後、高齢者人口が増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住宅が必要で、早急な計画の見直しを求めます。

5点目に、子育て支援への取組についてです。

国民健康保険税の均等割は、生まれたての赤ちゃんから国保に加入する全ての家族にかかる人頭税のようなものです。社会保障にはこの均等割は合いません。国保税は子どものいる世帯にとって、とりわけ重い負担となっており、多子世帯ほど滞納が多いという実態があります。国は新年度から未就学児のみの減額を実施していますが、未就学児のみの減額では、子どもの貧困対策にも子育て支援にも追い付きません。

八街市は18歳までの子どもの医療費の無料化を実施して、子育て世帯から喜ばれています。新年度、子どもの減少の中で、医療費は前年度より1千600万円の減額となっています。この減額分を活用して、18歳までの子どもの均等割をなくし、子育てをしっかりと支えることを求めます。

また、子育て支援として、中学生以上の居場所の問題です。令和3年度は児童館を開設し、多くの子ども、市民から喜びの声を聞きますが、一方で中学生以上の利用ができないという声もあります。学童保育の移転による跡地は、中学生以上の居場所づくりとしての活用を求めます。

また新年度は保育園の保育士、看護師の派遣業務7名分、7千12万円が計上されていますが、これは正規職員を10名以上採用できる予算です。派遣業務あっせん会社への支出を見直し、正規職員の確保で、安定的な保育園の運営を保障すべきです。

6点目に、教育の問題です。

学校図書館は、これまで読書、学習、情報センターとなることが求められてきました。この3つの機能に加え、コロナ禍での子どもたちの居場所を提供し、子どもたちが安全に安心して過ごせる場所としての機能が求められています。また、不登校対策の一環としても、各学校1名の図書館司書の配置が必要です。

次に、小学校、中学校の備品購入費、理科教育振興用備品についてですが、令和4年度予算編成にあたり、教育分野にまで増額を認めないという一律の予算編成を求めています。備品購入費については、令和4年度から小学校は153万9千円、中学校は133万7千円と同額であり、各学校に1学級分しか確保されていません。義務教育でありながら、子ども、教育に我慢を強いるものであり、到底認められません。文部科学省は子どもたちの確かな学力の育成を図るために、令和2年度から11年度の10か年で計画的な整備を促進するとし、毎年度800億円の地方交付税措置を講じており、これを利用して子どもたちの学びの保障をすべきであり、早急に見直すことを求めます。

コロナ禍で子どもの貧困にいかに取り組むかも問われています。就学援助費の受給率は小・



中学校とも10パーセント以下と、全国平均を下回っており、引上げへの取組とともに、教育費の中で一番負担の大きい給食費の無償化導入を計画的に進めることを求めます。

また、コロナ感染拡大の中で大学生、専門学校生が学び続けることが困難になっています。教育を受ける機会均等を図り、貧困の連鎖を断ち切るために、市独自の給付型奨学金制度を求めるものであります。

最後、7点目には、市の基幹産業である農業予算についてです。

前年度比8パーセント減となっていますが、担い手を増やし、農業所得を上げることは喫緊の課題です。市の後期基本計画で掲げている稼げる農業への取組とともに、地域資源を活かした活気ある街づくりを求めるものであります。

最後に、本年3月をもって退職される職員の皆さん、ここ数年のかつて経験したことのない台風被害、コロナ感染拡大、また小学生が犠牲となった大事故、鳥インフルエンザの発生など、その対策と解決のために市と力を合わせた日夜を分けない取組、本当にご苦労さまでした。市民生活を守るために全職員の先頭に立ってこられた皆様に深く感謝を申し上げ、反対討論といたします。

#### ○副議長（林 政男君）

会議中ではありますが、ここで昼食のために休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前12時 5分)

(再開 午後 1時 8分)

#### ○副議長（林 政男君）

再開します。

次に、小川喜敬議員の議案第12号に対する賛成討論を許します。

#### ○小川喜敬君

私は議案第12号、令和4年度八街市一般会計予算に対し、賛成の立場から討論いたします。

新型コロナウイルス感染症は年明けから新たな変異株の出現により、これまで以上に日本国内で多くの感染者が発生しております。いまだ収束のきざしが見えません。令和4年1月21日に発出した新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置は、3月7日から3月21までの2週間、まん延防止等重点措置を実施すべき地域のうち、千葉県を含む9都県に対して、さらに延長すると発表しております。感染者数は第6波のピークから減少傾向にありますが、予断を許さない状況が続き、3回目のワクチン接種を迅速かつ円滑に実施されることが急務と存じます。市民の皆様におかれましては、職場や学校、家庭内などが感染防止で制限され、配慮した行動を余儀なくされ、先の見えない状況の中で不安やストレスを抱えながらの生活に苦慮されていると推察いたします。

令和元年の房総半島台風で甚大な被害を受け、復興、復旧された矢先に新型コロナウイルスが瞬く間に世界中に感染拡大し、未曾有の厳しい環境において、令和4年度予算を編成していただきました。新型コロナウイルス感染拡大が猛威を振るうさなか、北村市長3期目の集

大成となる最終年度の予算編成は、大変厳しい状況下に置かれています。

昨年6月に市内で発生した児童5人の死傷事故は二度と起こしてはならない大変痛ましいもので、さらに新型コロナウイルス感染症の対応を優先し、現状の市民サービスを維持しつつ、新たな行政需要として担保されています。施設の長寿命化と地球温暖化対策に寄与するごみ焼却施設基幹的設備改良事業や、安定的な農業用水、農業経営の安定化を図る北総中央用水土地改良事業など、限りある財源の中で多額の費用が見込まれる様々な事業に対して、必要な予算措置をしていただいたことは大いに評価されます。

市長が提案理由で述べられた新年度予算の特徴としまして、新型コロナウイルス感染症対策、通学路交通安全対策、子育て支援策の3つを重点施策と定め、取り組んでいただいております。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策ですが、日本国内で新型コロナウイルス感染症の最初の感染者が確認されてから2年が経過し、国内の感染者が落ち着いてくる頃に新たな株が出現し、人類とウイルスの攻防は一進一退の様相を呈しています。過去の歴史を調査研究しますと、人類とウイルスの共生、侵略戦争が繰り返し行われていることが伺えます。

前年度に引き続き、小・中学校、保育園、幼稚園などの公共施設では感染症対策として感染拡大を未然に防止するための消毒液や備品購入費の計上は必須であり、ピーナッツ駅伝の実施にあたり、参加者の感染を未然に防止するための感染症対策設備を増設され、市民の皆様のご在宅での労働を可能にする納税システムの改修など、ウィズコロナの時代に寄り添った事業を実現することは、大いに評価されるところであります。

2点目に、通学路交通安全対策でございます。

昨年6月に市内で発生した大変痛ましい交通事故を受け、緊急一斉点検を実施され、危険箇所として取り上げられた150か所においては、これまでの外側線やグリーンベルトの新規設置や引き直し、また注意喚起看板の設置など、整備を行っていただいております。八街市の未来を担う子どもたちの安全安心のため、引き続きハード面だけでなくソフト面についても十分な対策が行われることをお願いいたします。

また、これまで通学路交通安全対策の実施にあたり、国、県、県警本部、佐倉警察署ほか、専門的な見地からアドバイスを頂いた関係機関の皆様方には、この場をお借りして心より感謝を申し上げます。

3点目に、子育て支援策でございます。

昨年4月には本市で長年にわたり望まれていた児童館「ひまわりの家」が開設され、子育て支援の拠点として今後その役割が多大になると確信し、期待しております。この事業への取組からも、本市が子育て支援に力を注いでいる思いが強く伝わってきます。

しかしながら、本市では少子化に歯止めがかかりません。安心して子育てができる環境を整えていくことが求められていると推察されます。子育て世帯において、仕事と子育ての両立を支援するため、保育施設等を充実させることが求められる中、新たに小規模保育事業所1園が開設され、これにより保育の供給が拡充、拡大され、待機児童の解消が図られることに

期待いたします。

また、これまで学校から離れた場所に設置されていた児童クラブを学校内または近くの施設に移設、増設することにより、子どもたちが安全に通うことができますとともに、保護者におかれましても安心して就労することができます。

コロナ禍においては家庭で過ごす時間も多くなり、家庭内での問題も憂慮されていることから、児童虐待の未然防止、再発時の適切な対応などをするための児童相談システムの導入や、子どもが心身ともに健全に成長するよう、必要なサービスへつなぎ、切れ目のない支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点を整備することなどは、子育て中の保護者においては実情に応じた適切な支援が受けられる、大変意義のある事業と評価されます。

これらの3点の重点施策に取り組みつつ、令和4年度から、行政サービスの向上と新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応することのできる、簡素で、かつ効率的な組織体制の構築を図るために実施した組織体制の見直しについては、市民目線に立ちながら市民サービスの向上を図るだけでなく、窓口のワンストップ化へ着実に進んでいるものと感じられます。

近年、地方行政のデジタル化が推進されておりますが、その手がかりとなるのはマイナンバーカードであります。国は令和4年度末には全国民に行き渡ることを目指しており、これに合わせて、地方はデジタル化の基盤となる情報システムの改修に取り組んでいただいております。国と地方の情報連携により、行政事務が効率化されるだけでなく、市民の皆様におかれましても事務手続の簡素化や迅速化につながるものでありますので、国の目標値に達するよう、創意工夫しながら普及率の向上に努めていただきたいと思います。

本市の基幹産業である農業についてもデジタル化の波が押し寄せており、新年度予算においては農業機械の導入補助として飼料生産拡大整備支援事業や農業後継者対策事業も計上されておりますが、農業の現場は依然として人手に頼る作業や、熟練者でないと難しい作業があり、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題と聞いております。今後、スマート農業の導入など、国の動向を注視しながら基幹産業である農業を守り育て、発展することが望ましいと考えます。

八街市の将来を担う子どもたちの学習環境については、八街東小学校のトイレ改修、八街北中学校の体育館の大規模改修を、国の補正予算における財政措置を活用し、市内幼稚園3園のLED交換工事の補正予算を計上されました。学校施設は学習、生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所としての役割もあることから、安全性を確保するよう、計画的な整備をお願いいたします。

このほかにも、老朽化している公共施設の改修が求められている中、スポーツプラザと市役所庁舎で照明のLED化が行われ、スポーツプラザにおいてはメインアリーナの床改修と併せて照明をLED化することで安全で快適なスポーツ施設にするだけでなく、市民サービスの拡充が図られ、環境に配慮した低炭素社会を推進するものであり、市役所庁舎においても電気料金や維持管理費の削減にとどまらず、持続可能な社会に貢献する事業であると、大いに評価できます。



街づくりにおいては、市長が公約に掲げております八街都市計画道路3・4・3号八街神門線及び佐倉都市計画道路3・4・20号岩富海隣寺線の整備事業に係る負担金が計上されており、事業完了後には国道51号線や佐倉インターチェンジへのアクセスが向上するだけでなく、歩行者の安全確保に寄与するなど、日常における市民の皆様の生活はもとより、企業誘致の促進や計画的な街づくりの面で大きく貢献されると期待されております。現在は通学路の安全対策が最優先と思われませんが、市内全体を見据えた道路整備もよろしく願いいたします。

市民の生命、財産を守る地域防災につきまして、新年度に実施される総合防災訓練では、初めての大規模な訓練を予定されているそうですが、令和元年の房総半島台風をはじめとする、過去に起きた災害の経験から、改めて自助、共助の考えに基づく行動が非常に重要であり、教訓が得られました。市民の皆様の防災への意識を高め、有事の際には訓練の成果が表れるような訓練となることを強く望みます。

また、自主防災組織設立の促進や必要な資材の充実、過去にも議会で取り上げられている消防団員の確保や処遇改善など、地域防災力を維持強化していくことが喫緊の課題です。

そして、ふれあい夏祭り、落花生まつり、産業まつり、小出義雄杯八街落花生マラソン大会などのイベント関係経費の予算が計上され、コロナ禍で実施を断念せざるを得ませんでした。来年こそは開催でき、まちに賑わいが戻っていることを切に願っております。

結びに、令和4年度予算はコロナ禍で特に市税などの歳入面の確保が厳しい中、過去最大の予算規模により編成されました。市長をはじめ、職員の皆様におかれましても、コロナ禍の影響により大変苦慮されているとご推察いたします。市民の皆様の生活も大きな影響を受けております。八街市総合計画2015の将来都市像、ひと・まち・みどり輝くヒューマンフィールドやちまたに込められている、全ての人が安全で安心して暮らせるまちへと邁進していただけますよう、そして一日も早くコロナ禍が収束し、地域経済が活性化され、これまでの日常を取り戻せることを心より願いまして、賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

#### ○副議長（林 政男君）

次に、桜田秀雄議員の議案第12号に対する賛成討論を許します。

#### ○桜田秀雄君

私は議案第12号、令和4年度八街市一般会計予算に対する賛成討論を行います。

北村市政はこれまで、子どもたちが安心して環境で学べるように、学校トイレの洋式化や施設の耐震化、防犯灯をはじめとする公共施設のLED化など、脱炭素施策に取り組むなど、時代の要請に伴う様々な事業を展開し、着実に成果を上げてまいりました。高く評価するものです。

令和4年度予算案についても、厳しい財政状況の中で18件の新規事業と13件の予算拡充事業を組まれております。

審議の中で、市民の皆さんが毎年楽しみにしている門松カードについて、疑問を投げかける

質問があり、びっくりいたしましたけれども、委員会での答弁を修正し、事業の継続を明確にされたことも高く評価いたします。

また、市営笹引住宅から朝陽住宅への転居に係る経費について、市の都合で移転を求めるので市が負担するのは当然ではないかとの質問に対し、考えていないとの答弁が過去にありましたが、今回予算に計上されたことも高く評価いたします。

平成26年に事業化されました空き家バンク、空き家リフォーム助成制度は令和3年11月8日をもちまして休止となりましたが、宅地建物取引業主任者という専門的な立場から考えると、市町村が行うには無理があることから、一般質問などで事業の廃止を求めてまいりました。平成26年、空き家対策の一環として肝いりで事業化した空き家バンク事業は、現在、全国の7割を超える市町村で事業化されておりますけれども、令和4年度も休止ということです。事業に将来展望はありません。廃止すべきです。各種調査資料を見ても、事業運営の難しさに直面している市町村関係職員が見直しをしたくてもできずに悩んでおられます。担当者を後押しするためにも事業を廃止し、積極的な情報を発信すべきです。

と同時に、大きな宿題も残しました。全国自治体の中では様々なすばらしい事業を行っている先進的な市町村がありますけれども、安易にブームに乗らず、議員としても市民の税金で先進市町村を視察し、持ち帰っては市に事業化を求める、まねごとの姿勢は改める必要があることを教訓として学びました。八街市は八街市らしく、八街の財布でできる事業を掘り起こしての事業の提案こそが、八街市議会議員の在るべき姿だろうと思います。

共通物品購入費、ペーパーレスについて、議会は新見議員の提案で事務局と議員間のやり取りはファクスからメールに変更され、コロナ禍の中で情報のやり取りが急増したことから、ペーパーレス化によって救われました。また、デジタル化を推し進め、さらなるペーパーレスを推し進めるために、会議録のデジタル化とタブレットの早期導入を検討しなければなりません。市もパソコンの個人貸与によって市町村での情報の共有に取り組んでおり、ペーパーレスに取り組んでいる姿も評価できます。

八街市は昭和59年に非核都市宣言を宣言しており、非核平和関係費は増減がございませんけれども、ウクライナに対するロシアの軍事侵攻に対する抗議声明を出すなど、非核平和都市を目指す姿勢を評価いたします。議会も抗議声明の中で初めて、核のない社会を明記し、核兵器を持たず、造らず、持ち込ませずの非核三原則を内外に宣言しました。核の共有が議論される中で、価値ある宣言であります。

今日の朝刊各紙に、成田市のウクライナ難民受入宣言が大きく報道されています。市議会の抗議声明に、政府は停戦の仲介を積極的に行うこと、またバイパスの陸橋から飛行機の離着陸が手に取るように見え、あの飛行機に乗ればいつでも母国に戻れるという思い、心の安らぎの地でも、八街はあります。そこで、市長に対し、ウクライナ難民の積極的な受入れを表明することを加えるよう求めましたけれども、受け入れられずに、欠席させていただきました。本来、人道危機に取り組む八街市の名前が大きく報道されると見込んでおりましたけれども、先見性のなさが悔やまれます。

予算案は市民生活の維持という点では評価できますが、八街の未来につながる施策には展望が見出せません。八街市の事業のうち、約95パーセント以上は継続事業であり、どなたが市政のかじ取りを行っても大差はありません。

私が令和4年度予算で最も期待を寄せていたのは、八街駅北側市有地に関する予算が計上されるかどうかでありました。八街駅北側の市有地は購入から10年がたちましたけれども、その間、9億円で購入した市有地の価格は下落する一方で、現在は3億円までに下落し、活用策にも大きな影響を与えております。市庁舎内での検討作業も二転三転し、職員の間から殿、ご決断をとという声がある中で、決められないのはトップの責任との声が、市民の間からも日増しに高まっています。

市有地の活用策は未来につながる八街の街づくりにとって極めて重要であり、活用策に関する市民のアンケート調査では、1位が公園、2位が広場、3位が飲食店、4位が娯楽施設、5位がイベントスペースの順になっております。従来から一部2階建て倉庫型のイベント館を建設し、館内には様々な催しができるように、照明や音響設備を備えた大型ステージを設置し、南側には飲食店ブース、その2階には郷土資料館展示スペースを併設し、また館外には魅力ある屋台や軽トラのキッチンカーなどのスペースを配置し、魅力あるイベントを開催することで、コロナ禍で落ち込んだまちの経済の浮揚と市民の心に娯楽を提供することで賑わいのある、活力のある街づくりを目指すよう、提言し続けています。

駅南側には、まちのシンボル、けやきの森公園がございます。北口には、満足はできませんけれども、小公園が存在します。イベント館の建設は先に紹介したアンケートで……

**○副議長（林 政男君）**

桜田議員に申し上げます。

議案第12号に対する賛成討論をお願いします。今は一般質問の内容になっていますから、議案第12号に対して、どこがどうでということ、賛成をお願いします。

**○桜田秀雄君**

先ほども申し上げましたように、市の事業の95パーセント以上は継続事業でございます。厳しい予算の中で新規事業、拡大事業32件を予算化したことは高く評価いたしますけれども、この10年間の間、八街駅北側用地の活用を決められなかったことには憤りさえ感じ、決断力とリーダーシップのなさに反省を求めるものです。

先般、議員OBから、北村市政が続く限り、駅北口市有地の活用策は決まらないよと言われてきました。3期16年の実績が無になりかねません。悲し過ぎます。職員が判断できることは、市長が決断しなければなりません。そのために市長というポストがあると私は考えます。駅北口市有地の活用に関する市長の見解を明らかにし、機動力を発揮してください。できないのであれば、八街の未来のために4選出馬は諦めるべきです……

**○副議長（林 政男君）**

桜田議員に申し上げます。

**○桜田秀雄君**

もう、これ以上の猶予は許さないという意味であえて苦言を申し上げて、予算案には賛成するものです。議員の皆様には私の意に賛同していただくことをお願いいたしまして、討論いたします。

#### ○副議長（林 政男君）

次に、京増藤江議員の第13号、第14号、第15号に対する反対討論を許します。

#### ○京増藤江君

それでは、議案第13号、14号、15号に対する反対討論をいたします。

まず、議案第13号、令和4年度八街市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

新年度の国保税収の見込額は17億5千812万円、2千939万円の減収です。減収の主な要因は、令和4年度から始まる未就学児童の均等割額半額への軽減措置及び国保からの離脱分です。日本共産党は子どもの均等割廃止を求めてきました。今回の軽減措置は不十分ではあるものの、歓迎できます。しかし、今後も軽減割合と対象年齢の拡大が必要です。特に、基本的に年金収入がある後期高齢者支援金の均等割を、収入がない児童が負担することには無理があります。子どもの後期高齢者支援金の均等割分を早急に中止すること、また令和4年度も新型コロナウイルス感染症傷病手当金が計上されたことは歓迎できます。しかし、対象者は従業員だけで、事業主には適用されません。事業主にも適用することが必要であり、今後はコロナ以外の傷病も対象にすること、さらに支払い能力に応じた国保税にするために国庫負担を増やすことを、国に強く要望するよう求めます。

市民の収入が減り、生活が圧迫される中、国保税の減免適用は切実です。令和2年4月から始まった恒常的低所得者の減免適用は、申請者がなく利用者はなかったとのことでしたが、所得がなく国保税を滞納している方に対し、制度の積極的な告知を求めます。

保健衛生普及費では、糖尿病性腎症重症化予防事業として、昨年に続き、令和4年度においても未受診者勧奨プログラム、支援プログラムの事業費が計上されています。対象者の方々の重症化を予防できる事業になるよう求めます。

また、新規事業として、令和5年度までの5年間のデータから習慣病等の分析をするために、データヘルス計画中間評価業務の費用が計上されています。市民の病気予防のための費用になるよう、求めます。

市民にとって、健康増進、病気予防、重症化予防事業の充実、拡充が大切です。そのためには、病気の早期発見、治療が必要です。しかし、国保税を滞納した方に短期保険証を交付し、保険証を送付しない滞留もあります。病院窓口で医療費10割を支払う資格証明書の交付、限度額認定証を交付しない等のペナルティーを科すことなく、正規の保険証を交付するよう求め、反対討論といたします。

次に、議案第14号、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論をいたします。

2008年4月に創設された後期高齢者医療制度は、2年ごとに見直しがされ、令和4年、



5年度の制度は第8期目です。第8期目の保険料は均等割4万3千400円、所得割8.39パーセントで前期と変わらず、八街市の1人あたりの平均年間保険料は5万9千712円です。

政府は制度創設時に低所得者に対し保険料の軽減特例措置を実施したものの、令和3年度に廃止しました。消費税10パーセントの継続、年金削減、物価高の中で、保険料軽減特例措置を廃止する要因はありません。存続、充実こそが必要です。

また、賦課限度額は2万円引き上げ、66万円に増額します。さらに、8期目は保険料の賦課限度額負担増だけではなく、今年10月から年収200万円以上の人の医療費窓口負担を現行の1割から2割に倍増します。高齢者だけを囲い込む本制度は高齢者に際限のない負担を押し付ける制度であると、制度創設時に国民が危惧し、反対したとおりの事態が進行しています。経済的理由で受診を諦め、治療が手遅れになる事態は、病状が急変しやすい高齢者には命に関わる大問題です。高齢者の負担を増やす制度改悪をすべきではありません。

令和4年度予算は、高齢者の負担を増やす一方、現役世代の負担軽減は保険料が1人あたり月30円程度減るだけです。最も削減されるのは国、自治体の公費980億円です。現役世代の負担減を口実にして、公的な社会保障費を削減すべきではありません。老人医療費を有料化した1983年の老人医療費に占める国庫負担の割合は45パーセントでした。ところが、2008年に後期高齢者医療を導入したとき、35パーセントに引き下げました。この間、減らしてきた国庫負担割合を元に戻すよう、国に求めています。

あわせて、コロナ禍においても莫大な利益を得ている大企業や大資産家に応分の負担を求め、高齢者をはじめ、全ての世代の社会保障の大幅拡充に踏み出すことを国に求めるよう要望し、反対討論いたします。

最後に、議案第15号、令和4年度八街市介護保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

保険料が高過ぎるという市民の声を反映し、本市では第7期、第8期の制度見直しの際に保険料の引上げは見送られましたが、消費税10パーセントの継続、物価高の中、年金引下げの下、市民からの悲鳴は続いています。令和4年度第1号被保険者の年間保険料は低所得者に対する保険料軽減施策等により1万8千900円に引き下げたものの、本市の収納率が県下最低クラスの状況は変わりません。引き続き、支払い能力に応じた保険料にすることが求められています。保険料を滞納すれば、利用した介護サービス費用を一旦は全額を自己負担するなどのペナルティーが科せられ、必要な介護を受けられません。令和2年度は9名の方にペナルティーが科せられました。必要な介護サービスを提供するために、関係する各課が連携し、生活保護等につなげるなど、暮らしへの応援が必要です。

高齢者等が安心して暮らせるまちは、若い世代も安心して暮らせます。介護保険制度は3年ごとの見直しのたびに改悪され、保険あって介護なしと言われる状況が広がっています。昨年8月から、特養等の介護施設に入所する住民税非課税世帯の食費等を軽減する補足給付制度が改悪されました。特別養護老人ホーム等に入所している低所得者の食費負担の月2万円

から4万2千円への引上げや、ショートステイ利用者の食費負担増で157人が対象となり、総額で約269万円の負担増です。また、資産要件の見直しにより、補足給付の対象となる預貯金額を1千万円以下から収入の区分に応じて、500万円から600万円以下に下げました。これらの改悪は、本人や家族からの、費用を支払えなければ退所しなければならないのかという不安を広げています。誰もが安心して高齢者施設に入所できるよう、補足給付制度を元に戻すよう求めます。

また、配食サービスは、長年、週1回ですが、高齢者の健康増進、見守りの充実を図る上でも回数を増やすよう求めます。

介護保険料や利用料について、支払い能力に応じた額にすること、介護を必要とする人がお金の心配をせずに必要な介護サービスを利用できるように、この間、改悪してきた制度を中止し充実するよう、国に要求することを求め、反対討論といたします。

#### ○副議長（林 政男君）

次に、加藤弘議員の議案第13号に対する賛成討論を許します。

#### ○加藤 弘君

議案第13号、令和4年度八街市国民健康保険特別会計予算に賛成の立場から討論させていただきます。

本市の国民健康保険は、少子高齢化の進行や就業構造の変化などに伴い、制度の担い手である現役世代の被保険者が減少しており、国保運営の根幹となる保険税は減少傾向にある。一方で、高齢化の進行などにより、1人あたりの医療費は年々増加する傾向にあり、国民健康保険を取り巻く環境は、従前に増して厳しい状況が伺える。令和4年度国民健康保険特別会計予算では、保険税は、未就学児の均等割保険税減額措置実施に伴う減収、令和4年10月から義務的適用される社会保険適用拡大に伴う国保被保険者の流出による減収、74歳国保被保険者の後期高齢者医療制度への移行等に伴う国保被保険者の減少による減収など、令和3年度当初課税額より8千725万3千円の減少を見込んでいる。一方で、国保被保険者の減少に反し、一般被保険者療養給付費は令和3年度予算より5千985万9千円増の50億7千85万円、一般被保険者高額療養費は令和3年度予算より1千968万2千円増の7億9千70万3千円を見込んでおり、厳しい国保運営が伺える。

こうした中、医療費の適正かつ効率的な運営を図るため、マイナンバーカードと保険証の一体化によるオンライン資格確認制度運用に向けた取組の推進、保健事業においては、特定健康診査の受診率向上に向けた、人工知能を活用した健診未受診者に対する受診勧奨事業の推進、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について、適切な受診勧奨を行う糖尿病性腎症重症化予防事業（未受診者勧奨プログラム）の推進、糖尿病性腎症の発症・重症化のリスクのある方へ保健指導を行う糖尿病性腎症重症化予防事業（支援プログラム）の推進、新しい取組として、30歳代の若年層を対象とした、生活習慣から生じると思われる疾病の早期発見、早期治療につなげるための集団健診の創設、保健事業の指針となる国保データヘルス計画の中間評価業務の実施など、国保被保険者の健康増進や将来の

国保運営を見据えた予算編成となっている。

国民健康保険は、被保険者である市民の皆様の健康を守るという重要な役割を担う大切な制度であることから、安定した制度とするために、千葉県と連携して国民健康保険事業の運営にあたり、保健事業の充実、医療費の適正化、保険税収納率の向上に向け、一層取り組んでいただくことを要望いたしまして、令和4年度八街市国民健康保険特別会計予算について、賛成するものであります。

○副議長（林 政男君）

次に、木村利晴議員の議案第14号に対する賛成討論を許します。

○木村利晴君

議案第14号、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計予算において、私は賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の創設以来、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みとして様々な取組がなされ、既に国民に定着した制度であります。八街市の被保険者数は平成20年度末は5千519人でしたが、令和4年1月末には9千287人へ増加しております。また、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和4年から令和7年にかけては、さらなる高齢者の増加とこれに伴う医療費の増加が予測されます。

令和4年度予算は、歳入では後期高齢者医療保険料が前年度比2千319万4千円増の5億9千388万円、歳出では後期高齢者広域連合納付金が前年度比3千181万7千円増の7億5千973万1千円となり、総額は歳入歳出ともに前年度比3千270万円増の7億7千3万4千円としております。

このような状況の中、高齢者の医療費の削減や健康保持のため、市は広域連合と連携して人間ドック等助成のための予算を確保するとともに、一般会計で被保険者の集団健康診査のための予算を確保、また新規事業として、健康状態が不明な高齢者の状況把握と必要とするサービスへの接続を図る高齢者の保健・介護予防一体的実施事業の取組を開始するなど、努力が伺えます。

令和4年度は、2年ごとに見直される保険料改定の年となりますが、据え置かれます。一方で、令和4年10月診療分から、窓口負担割合の改正により被保険者証の負担区分が1割の方のうち一定以上の所得者の窓口負担が2割となります。いわゆる団塊の世代が75歳以上の高齢者になり始める中で、現役世代の負担上昇を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためにはやむを得ない措置と理解しておりますが、事務推進にあたりましては、広域連合と連携して、被保険者である高齢者の方々をはじめ、広く市民の方々にご理解いただけるよう、十分な広報活動を行うよう、要望させていただきます。

本予算の執行にあたっては、対象者である高齢者の生活実態の把握に努め、適切な業務遂行を図っていただくとともに、今後も千葉県や広域連合と連携を図りながら、安定した制度として継続できることを期待し、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場での討論といたします。



○副議長（林 政男君）

次に、栗林澄恵議員の議案第15号に対する賛成討論を許します。

○栗林澄恵君

私は、議案第15号、令和4年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口9千135人、要支援・要介護認定者数839人と比較しますと、高齢者人口は2.4倍に、要支援・要介護認定者数は約3.6倍に増加するなど、高齢化が進み、介護を必要とする人も年々増加しています。また、八街市の令和3年12月末日現在の高齢者人口は2万1千475人となり、人口に占める高齢者の割合は31.7パーセントに達し、3千5人が要支援・要介護認定を受けています。

反対討論で、介護保険料や利用料について、支払い能力に応じた額とすることと、介護を必要とする人がお金を心配せずに必要な介護サービスを利用できるように、この間、改悪してきた制度を中止し、充実するよう求めるとありました。

令和4年度の予算案は、介護保険料の上昇を抑制するための施策として、運動、栄養、口腔機能低下防止を目的とした介護予防教室や講演会の開催、新規事業として、短期間の集中プログラムにより自立した日常生活の継続を図る短期集中サービス事業を計画するなど、介護予防事業の一層の充実、高齢者の生活の質の向上を目指し、健康寿命の延伸にも資するものとなっていました。

また、令和3年3月に八街南中学校区に小規模多機能型居宅介護事業所が新規開設されたことにより、複合的な介護サービスが提供されるなど、さらなる介護施設の充実も図られています。

令和4年度は第8期高齢者福祉計画介護保険事業計画の2年目にあたり、引き続き健全な財政運営、高齢者の健康維持につながる介護予防など、被保険者の立場に立った保険者としての視点を十分に認識しつつ、第8期高齢者福祉計画介護保険事業の施策を実施していただくとともに、きめ細やかな介護サービスの提供を要望しまして、令和4年度八街市介護保険特別会計予算について、賛成するものであります。

○副議長（林 政男君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

会議中でありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時03分)

(再開 午後 2時12分)

○副議長（林 政男君）

再開します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。採決の順番は議案第3号から5号、次に議案第18号、議案第20号、次に議案第6号から議案第17号とします。

最初に、議案第3号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(林 政男君)

起立全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(林 政男君)

起立全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市交通安全条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(林 政男君)

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、八街市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(林 政男君)

起立全員です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、八街市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(林 政男君)

起立全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和3年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議

員の起立を求めます。

(起立多数)

○副議長(林 政男君)

起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(林 政男君)

起立全員です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(林 政男君)

起立全員です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(林 政男君)

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和3年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(林 政男君)

起立全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和3年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(林 政男君)

起立全員です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和4年度八街市一般会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○副議長（林 政男君）

起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和4年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○副議長（林 政男君）

起立多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和4年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○副議長（林 政男君）

起立多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、令和4年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○副議長（林 政男君）

起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和4年度八街市下水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長（林 政男君）

起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、令和4年度八街市水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長（林 政男君）

起立全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

予算審査特別委員会に付託されていた案件については、ただいま本会議において原案のお

り可決されました。これで予算審査特別委員会を解散します。

日程第5、議案第22号から議案第23号を一括議題とします。

お諮りします。

ただいま議案となっています議案第22号から議案第23号については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(林 政男君)

ご異議なしと認めます。これから議案第22号から議案第23号に対する質疑を行います。1人あたりの質疑時間は40分とし、質疑回数制限は設けません。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(林 政男君)

質疑なしと認めます。これで議案第22号から議案第23号に対する質疑を終了します。これから討論を行います。

議案第22号、令和3年度八街市一般会計補正予算についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(林 政男君)

討論がなければ、これで議案第22号の討論を終了します。

次に、議案第23号、令和4年度八街市一般会計補正予算についての討論を許します。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(林 政男君)

討論がなければ、これで議案第23号の討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第22号、令和3年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(林 政男君)

起立全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、令和4年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○副議長(林 政男君)

起立全員です。議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、橋本副市長より発言を求められておりますので、これを許します。



## ○副市長（橋本欣也君）

退任にあたりまして、お時間をいただきましたことに感謝を申し上げます。

この3月31日をもちまして副市長を退任し、千葉県庁に戻ることになりました。

この在職期間中はコロナ禍ということもございまして、まちの中のイベントですとかおまつり、そういう類は軒並み中止、延期という中で、寂しい一面はございましたが、その一方で、児童館のオープンですとか、老人福祉センターのリニューアル全面改修ですとか、あるいは八街バイパスの全線開通など、八街市政の歴史に残るような、そのような出来事にも立ち会わせていただくことができました。

また、昨年6月の交通事故では、飲酒運転という絶対に許せない行為があった中ではございますが、そういう中にありまして、改めて行政として果たす役割、あるいは求められる役割、そういうものについて考えさせられる、そのような出来事も経験することとなりました。

今思いますと、いろんなことが本当にあった2年間だなど、つくづく感じるところでございますが、そういう中で副市長という大任をどうにか続けられましたのも、ひとえに議員の皆様方、北村市長、そして職員の皆様方のお力添えがあったからだと思います。この場をお借りしまして改めて御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

この2年間を通しまして、実は私は新しい目標というんですかね、県庁に戻って、いつ実現できるかは分かりませんが、できれば今後携わる業務の中でいつかの時期に、また市町村と直接仕事ができるような、そんな業務についてみたいという目標でございます。なかなか人事案件でもありますので、私の希望どおりにいくかどうかというのは分かりませんが、もしそういう機会をいただきまして、次にまた皆様、八街市の方と仕事ができる機会がありましたら、何とぞそのときはよろしく願いいたします。

最後になりますが、今年は市制施行30周年を迎えます八街市のますますの発展と、そして議員の皆様方、北村市長、そして新しく副市長になる大木さん、以下、市職員、そして何よりも八街市民の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、退任の挨拶とさせていただきます。2年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。

## ○副議長（林 政男君）

橋本副市長におかれましては、2年の長きにわたりまして八街市政発展のためにご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。高い席からですけど、御礼を申し上げます。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和4年3月第1回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、コロナ禍の中で終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会のご挨拶といたします。

不慣れな議長で、大変申し訳ありませんでした。長時間ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時27分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程  
議案第21号から議案第23号  
提案理由の説明  
議案第21号  
質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決
2. 仮議長の選任について
3. 議案第2号  
委員長報告、質疑、討論、採決
4. 議案第3号から議案第18号及び議案第20号  
委員長報告、質疑、討論、採決
5. 議案第22号から議案第23号  
質疑、委員会付託省略、討論、採決

.....  
※日程第4の採決順（条例を先に採決）

- ①議案第3号から議案第5号
- ②議案第18号及び議案第20号
- ③議案第6号から議案第17号

.....  
議案第21号 副市長の選任について  
議案第22号 令和3年度八街市一般会計補正予算について  
議案第23号 令和4年度八街市一般会計補正予算について  
.....

議案第2号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第3号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第4号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第5号 八街市交通安全条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第6号 令和3年度八街市一般会計補正予算について  
議案第7号 令和3年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について  
議案第8号 令和3年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について  
議案第9号 令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算について  
議案第10号 令和3年度八街市下水道事業会計補正予算について  
議案第11号 令和3年度八街市水道事業会計補正予算について  
議案第12号 令和4年度八街市一般会計補正予算について

- 議案第 13 号 令和 4 年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 14 号 令和 4 年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 15 号 令和 4 年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 16 号 令和 4 年度八街市下水道事業会計予算について
- 議案第 17 号 令和 4 年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第 18 号 八街市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 八街市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年 月 日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 新 見 準

八街市議会議員 木 内 文 雄